

13	金欄地結袈裟之事(免許)	寛延元 (1748)年	長尾貞治家	P01902	No.11
----	--------------	----------------	-------	--------	-------

これは、群馬郡内藤分村（現・前橋市石倉町）にあった東覚院の祇光が、「金欄地結袈裟」を使用することへの、聖護院宮からの免許状です。東覚院は修験道の寺でした。

修験道とは日本古来の山岳信仰です。修験者は山伏と呼ばれ、霊山で修行し、里で宗教活動を行いました。かつては上野国にも多くの山伏が居住しており、村や町の宗門人別帳（現在の住民名簿にあたる帳簿）には妻子とともに記載されています。しかし、明治政府の神仏分離政策、明治5（1872）年の修験道廃止令により、山伏は神職や僧侶になったり、帰農するなどしました。

文書を所蔵されていたお宅の先祖は、聖護院流本山派の修験として活動しており、東覚院（東学院）に関する文書が伝わっています。東覚院は、中世以来の伝統を持つ大蔵坊（おおくらぼう）の同行（支配下）でした（本文書群でも No. 12 に「大蔵坊同行 東学院」と記されています）。大蔵坊は、群馬郡西国分村（現・高崎市西国分町）にありました。

ただ、本文書群からは、群馬郡大友村（現・前橋市大友町）の修験寺・長見寺との関係もうかがわれます（No. 50 の署名に「長尾山東学院道場 智常」とあります。長尾山長見寺では幕末から明治にかけて、「智則」という人物が活動していました）。

なお、当館には大蔵坊の文書である「内山幹雄家文書」（PF0001）、「長見寺文書」（P0006）のほか、本山派修験関連文書として「栗崎智康家文書」（日野坊、P8207）、「浦野恒彦家文書」（大乘院、P8907）などもあります。

☆参考文献『山伏の地方史 群馬の修験道』

久保康顕・佐藤喜久一郎・時枝務著（みやま文庫）

金欄地結袈裟之事

被免許之由依

聖護院宮御氣色

執達の件

志摩守藤原重經

寛延元年七月廿八日

法印譽旬

法印源甫

上野国群馬郡内藤分村

東学院祇光

金欄地結袈裟の事

免許せらるの由(よし)、

聖護院宮御氣色(みけしき)に依り

執達(しつたつ)、件(くだん)のごとし

志摩守藤原重經(花押)

寛延元年七月廿八日 法印譽旬(花押)

法印源甫(花押)

上野国群馬郡内藤分村

東学院祇光